

# 勝浦市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

千葉県勝浦市

令和8年4月

## 目次

<b>1 基本的な事項</b> .....	1
(1) 市の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	2
(3) 行財政の状況.....	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	9
(7) 計画期間.....	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	9
<b>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> .....	10
(1) 現況と問題点.....	10
(2) その対策.....	11
(3) 計画.....	12
<b>3 産業の振興</b> .....	13
(1) 現況と問題点.....	13
(2) その対策.....	15
(3) 計画.....	18
(4) 産業振興促進事項.....	21
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	21
<b>4 地域における情報化</b> .....	22
(1) 現況と問題点.....	22
(2) その対策.....	22
(3) 計画.....	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	23
<b>5 交通施設の整備、交通手段の確保</b> .....	24
(1) 現況と問題点.....	24
(2) その対策.....	25
(3) 計画.....	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	27
<b>6 生活環境の整備</b> .....	28
(1) 現況と問題点.....	28
(2) その対策.....	30
(3) 計画.....	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	33

<b>7</b>	<b>子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> .....	34
	(1) 現況と問題点.....	34
	(2) その対策.....	35
	(3) 計画.....	38
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	40
<b>8</b>	<b>医療の確保</b> .....	41
	(1) 現況と問題点.....	41
	(2) その対策.....	41
	(3) 計画.....	41
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	41
<b>9</b>	<b>教育の振興</b> .....	42
	(1) 現況と問題点.....	42
	(2) その対策.....	43
	(3) 計画.....	45
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	45
<b>10</b>	<b>集落の整備</b> .....	46
	(1) 現況と問題点.....	46
	(2) その対策.....	46
	(3) 計画.....	46
<b>11</b>	<b>地域文化の振興等</b> .....	47
	(1) 現況と問題点.....	47
	(2) その対策.....	47
	(3) 計画.....	48
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	48
<b>12</b>	<b>再生可能エネルギーの利用促進</b> .....	49
	(1) 現況と問題点.....	49
	(2) その対策.....	49
	(3) 計画.....	49
<b>13</b>	<b>その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b> .....	50
	(1) 現況と問題点.....	50
	(2) その対策.....	50
	(3) 計画.....	50
	事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	51

# 1 基本的な事項

## (1) 市の概況

### ア 概要

(位置及び地勢)

本市は房総半島の南東部、太平洋に面しており、県庁所在地である千葉市から南約60km、東京都心から75km圏内に位置します。

市の北部は海拔150～250mの丘陵性山地が広く分布し、黒潮が北上する太平洋に面した市の南部は、「日本の渚百選」に選ばれた鶴原・守谷海岸などの砂浜や、南房総国定公園の指定を受けるリアス式海岸で形成されています。

また、市域全体で山地が3分の2を占めるなど、平坦地が少なく、市街地は海岸沿いに形成されています。

(市の沿革)

明治22年(1889年)町村制の施行により勝浦村・豊浜村・清海村・上野村・総野村が生まれ、翌明治23年(1890年)には勝浦村は勝浦町に、清海村は大正10年(1921年)興津町となり、昭和12年4月1日(1937年)に勝浦町は豊浜村と合併した後、町村合併促進法に基づき昭和30年2月11日、4町村が合併して勝浦町に、その後、昭和33年10月1日(1958年)、千葉県下18番目の市として市制を施行しました。

### イ 過疎の状況

本市の人口は、市制が施行された昭和33年の31,400人をピークに、令和7年4月1日現在の人口は15,033人まで減少し続けており、昭和33年の48%の水準となっています。

その要因としては、地場産業の低迷、若年層の都市部への流出、少子化などが挙げられます。

特に、昭和60年以降、死亡者数が出生者数を上回る自然減が継続しており、千葉県毎月常住人口調査によれば、昭和63年には、出生者198人、死亡者238人で40人の自然減に対し、令和6年には、出生者36人、死亡者358人で322人の自然減となり、出生数の大幅な減少が人口減少の要因の一つとなっていることが分かります。

人口減少は、消費市場の縮小や労働力不足など、需給両面において地域の活力を衰退させる大きな要因となることから、地域の活力を維持するために、人口流出に歯止めをかけ、定住を促していくことが必要となります。

### ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した市の社会経済的発展の方向の概要

地場産業については、肥沃な大地に支えられた農業と豊かな海に恵まれた水産業で、首都圏への新鮮な食材の供給源としての役割を担っています。

農業は、水稻栽培を中心に、地域の基幹産業としての役割を果たしてきましたが、近年、農村地域は、市民や都市住民の憩いの場、交流の場など、観光資源としての機能を発揮しています。

水産業は、主力のカツオをはじめ、マグロやキンメダイなどの水揚げがありますが、近年では、水産資源の減少や燃油価格の不安定さ、後継者不足もあって、漁業協同組合では、漁獲規制など

の自主的な資源管理やつくり育てる漁業（栽培漁業）の推進、後継者の育成などに力を入れています。

また、観光業については、2001年から開催している「かつうらビッグひな祭り」などの観光イベントに加え、鵜原理想郷をはじめとする景勝地や海水浴場など、豊かな自然環境を有する首都圏有数のリゾート地としての利点を活かし、年間100万人規模の観光客が訪れています。

本市の産業は、農林業、水産業、商工業及び観光産業などであり、内陸部における稲作を中心とした農業、豊かな海の恵みを活かした水産業を中心に、歴史ある商工業及び首都圏住民の行楽・保養ニーズに支えられた観光産業で栄えてきました。

しかし、近年は本市産業の低迷から若い世代が市外に流出するなど、人口減少の抑制に向けた取組が求められています。

そのためには、農林水産業や商工業のさらなる振興・育成を図るとともに、地域資源を活用した新たな地域ブランドの開発など、各産業の連携により相乗効果を高め、産業全体で付加価値を向上させることが必要となります。

また、観光資源には、海と緑の美しい自然に加え、「かつうらビッグひな祭り」をはじめとする観光イベントの開催が挙げられますが、自然環境の維持や観光イベントを支える市民ボランティアなど、まちづくりに直接参加する意識とホスピタリティは市の大きな強みといえます。

今後は、観光入込客数の維持・拡大に向けた体制の充実が求められるとともに、それらが導く経済効果を農業や漁業などの市域全体の地場産業に波及させる視点が重要となります。

## （2）人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

昭和35年の国勢調査で31,141人あった本市の人口は、年々減少を続け、少子化や進学・就職等による若年層の流出などから、令和2年の国勢調査では16,927人まで減少し、昭和35年からの60年間で14,214人減少（45.6%減）しました。

この60年間の人口推移を年齢別に比較すると、0歳から14歳までが9,208人の減少（88.9%減）、15歳から64歳までが9,909人の減少（54.2%減）と大幅な減少が見られるなか、人口減少対策及び地域活力向上対策として市内に誘致した国際武道大学が昭和59年に開学し、15歳から29歳までの人口は一旦増加に転じたものの、平成7年の国勢調査以降、再び減少傾向となり、その傾向は深刻化しています。

その一方で、65歳以上については、昭和35年の国勢調査と比較して4,768人の増加（189.1%増）となっており、年齢別の人口構成が大きく変化したこと、全体では少子高齢化の進行が顕著に表れています。

また、厚生労働省の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に推計した将来人口では、令和12年（2030年）には13,868人に減少し、令和32年（2050年）には8,815人となり、令和2年と比較すると8,112人の減少（47.9%減）となることが推計されています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 31,141	人 29,133	% △ 6.4	人 28,065	% △ 3.7	人 26,755	% △ 4.7	人 25,462	% △ 4.8
0 歳～14 歳	10,353	8,312	△ 19.7	6,937	△ 16.5	6,628	△ 4.5	5,285	△ 20.3
15 歳～64 歳	18,266	18,224	△ 0.2	18,197	△ 0.1	16,761	△ 7.9	16,322	△ 2.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	6,452	6,241	△ 3.3	6,386	2.3	5,002	△ 21.7	4,250	△ 15.0
65 歳以上 (b)	2,522	2,597	3.0	2,931	12.9	3,366	14.8	3,855	14.5
(a)/総数 若年者比率	% 20.7	% 21.4	—	% 22.8	—	% 18.7	—	% 16.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.1	% 8.9	—	% 10.4	—	% 12.6	—	% 15.1	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 25,159	% △ 1.2	人 25,334	% 0.7	人 24,328	% △ 4.0	人 23,235	% △ 4.5
0 歳～14 歳	4,543	△ 14.0	3,836	△ 15.6	3,209	△ 16.3	2,542	△ 20.8
15 歳～64 歳	16,573	1.5	16,829	1.5	15,784	△ 6.2	14,704	△ 6.8
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,578	7.7	5,416	18.3	5,331	△ 1.6	5,019	△ 5.9
65 歳以上 (b)	4,043	4.9	4,621	14.3	5,335	15.5	5,989	12.3
(a)/総数 若年者比率	% 18.2	—	% 21.4	—	% 21.9	—	% 21.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 16.1	—	% 18.2	—	% 21.9	—	% 25.8	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,198	% △ 4.5	人 20,788	% △ 6.4	人 19,248	% △ 7.4	人 16,927	% △ 12.1
0 歳～14 歳	2,090	△ 17.8	1,762	△ 15.7	1,419	△ 19.5	1,145	△ 19.3
15 歳～64 歳	13,699	△ 6.8	12,250	△ 10.6	10,555	△ 13.8	8,357	△ 20.8
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,548	△ 9.4	3,954	△ 13.1	3,487	△ 11.8	2,514	△ 27.9
65 歳以上 (b)	6,409	7.0	6,775	5.7	7,265	7.2	7,290	0.3
(a)/総数 若年者比率	% 20.5	—	% 19.0	—	% 18.1	—	% 14.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 28.9	—	% 32.6	—	% 37.7	—	% 43.1	—

表 1-1 (2) 人口の見通し

区分	令和 2 年		令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年		令和 22 年	
	実数	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	
総数	人 16,927	人 15,238	% △10.0	人 13,868	% △9.0	人 12,481	% △10.0	人 11,181	% △10.4	
0 歳～14 歳	1,145	881	△23.1	762	△13.5	663	△13.0	610	△8.0	
15 歳～64 歳	8,357	7,304	△12.6	6,429	△12.0	5,512	△14.3	4,648	△15.7	
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,514	2,269	△9.7	2,047	△9.8	1,789	△12.6	1,580	△11.7	
65 歳以上 (b)	7,290	7,053	△3.3	6,677	△5.3	6,306	△5.6	5,923	△6.1	
(a)/総数 若年者比率	% 14.9	% 14.9	—	% 14.8	—	% 14.3	—	% 14.1	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 43.1	% 46.3	—	% 48.1	—	% 50.5	—	% 53.0	—	

区分	令和 27 年		令和 32 年	
	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 9,924	% △11.2	人 8,815	% △11.2
0 歳～14 歳	554	△9.2	493	△11.0
15 歳～64 歳	4,044	△13.0	3,553	△12.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,396	△11.6	1,268	△9.2
65 歳以上 (b)	5,326	△10.1	4,769	△10.5
(a)/総数 若年者比率	% 14.1	—	% 14.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 53.7	—	% 54.1	—

出典：令和 2 年は国勢調査人口、令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

## イ 産業の推移と動向

市の産業構造では、昭和35年の第一次産業の就業人口比率では57.0%を占めていましたが、令和2年には8.7%にまで低下した一方、第三次産業においては昭和35年の28.8%から令和2年には74.3%まで就業人口比率は上昇し、市の産業構造は大きく変化してきました。

このような中、昭和35年に13,579人いた就業人口は、令和2年には7,437人まで減少していることから、市全体の労働力が45%減少していることとなります。

人口の減少は、消費市場の縮小や労働力不足など、需要と供給の両面を衰退させる大きな要因となります。地域の活力を維持するためには、人口流出に歯止めをかけ、定住を促していくことが必要です。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	13,579	△5.8	12,798	△5.8	13,136	2.6	11,427	△13.0	11,719	2.6
第一次 就業人口比率	57.0	—	51.4	—	37.1	—	28.1	—	23.5	—
第二次 就業人口比率	14.2	—	14.6	—	19.3	—	23.4	—	23.6	—
第三次 就業人口比率	28.8	—	33.9	—	43.5	—	48.4	—	52.8	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,711	△0.1	11,885	1.5	11,402	△4.1	10,551	△7.5
第一次 就業人口比率	19.8	—	14.7	—	12.5	—	11.4	—
第二次 就業人口比率	25.0	—	26.9	—	24.7	—	22.2	—
第三次 就業人口比率	55.2	—	58.4	—	62.7	—	66.4	—

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,901	△6.2	9,018	△8.9	8,538	△5.3	7,437	△12.9
第一次 就業人口比率	11.5	—	9.9	—	9.7	—	8.7	—
第二次 就業人口比率	20.1	—	17.2	—	16.5	—	15.8	—
第三次 就業人口比率	68.1	—	71.1	—	72.7	—	74.3	—

出典：数字で見る勝浦市の姿

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の状況

行政運営は、最小の経費で最大の効果をあげることを理念に、日々変化する行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応し、効果的・効率的な行政サービスを安定的に提供することが求められています。

こうした将来にわたり持続可能な行政運営を推進するためには、従来の価値観や行政手法にとらわれず、行財政改革を推進し、基盤強化に努める必要があります。

また、市域を超えた広域的な課題については、近隣の自治体と密接な連携を図るなど、柔軟な対応が求められています。

#### イ 財政の状況

市では、これまで指定管理者制度の導入をはじめとした内部経費の削減などによって事務事業の見直しを図り、効率的な財政運営に努めてきました。

しかしながら、地場産業の低迷や若者流出に伴う生産人口の減少により、市税等の自主財源の確保に課題があるなど、財源を地方交付税や国県の補助金に依存した状況にあります。

こうした状況を反映し、地方自治体の財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成17年度以降、90%半ばで推移しており、市財政が硬直化していることを表しています。

今後、少子高齢化対策や老朽化した公共施設の改修等に多額の財政負担が見込まれているため、行財政改革を徹底し、持続可能な財政基盤を構築することが喫緊の課題となっています。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	7,684,538	8,856,658	8,794,763	12,412,251
一般財源	4,835,907	5,231,663	5,182,716	5,360,472
国庫支出金	631,190	1,067,720	890,635	2,968,705
都道府県支出金	241,708	826,972	467,448	557,941
地方債	928,100	724,400	515,475	643,079
うち過疎債	0	0	88,700	124,300
その他	1,047,633	1,005,903	1,738,489	2,882,054
歳出総額 B	7,360,631	8,371,204	8,357,400	11,961,582
義務的経費	3,492,848	3,807,171	3,671,016	3,887,951
投資的経費	1,100,367	1,228,821	376,343	899,643
うち普通建設事業	1,010,442	1,215,607	353,076	889,389
その他	2,767,416	3,335,212	4,310,041	7,173,988
過疎対策事業費	0	0	685,650	1,236,589
歳入歳出差引額 C (A-B)	323,907	485,454	437,363	450,669
翌年度へ繰越すべき財源 D	53	35,378	21,236	42,984
実質収支 C-D	323,854	450,076	416,127	407,685
財政力指数	0.570	0.50	0.47	0.48
公債費負担比率	13.0%	14.3%	12.8%	13.0%
実質公債費率	14.7%	11.7%	8.2%	7.3%
起債制限比率	11.4%	-	-	-
経常収支比率	94.8%	88.7%	92.4%	93.9%
将来負担比率	-	106.9%	110.6%	69.5%
地方債現在高	8,598,532	7,525,216	9,011,310	8,701,440

出典：地方財政状況調査より抜粋

### ウ 施設整備水準等の現況と動向

水道普及率については、令和元年度末で98.4%と高い普及率を示しています。

水道事業は、夷隅郡内2市2町（勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町）の水道事業統合に伴い、今後は、「夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画」に基づき、安心して安全な水の提供を確保するため、施設の適切な維持管理に努めていく必要があります。

また、合併処理浄化槽設置等に要する費用の一部助成に伴い、水洗化率は上昇していますが、引き続き、設置促進に努めていく必要があります。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道 改良率 (%)	50.7	39.8	47.2	50.9	77.8
舗装率 (%)	31.9	77.8	89.4	87.5	89.5
農道延長 (m)	141,060	100,725	54,801	56,933	60,094
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	81.9	61.9	35.4	—	
林道延長 (m)	19,445	4,088	3,193	3,193	3,193
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	6.0	1.4	1.0	—	
水道普及率 (%)	91.0	95.6	96.2	96.5	98.6
水洗化率 (%)			70.7	84.1	88.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	12.9	14.7	15.6	16.8	18.3

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

平成 26 年 4 月 1 日、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市は令和 3 年 3 月 31 日までの期間において新たに過疎地域の区域として公示され、また、令和 3 年 4 月 1 日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、引き続き過疎地域の区域として公示されました。

本市では、人口減少に歯止めをかけるため、比較的都心に近い位置に立地している好条件を活かして様々な施策を講じてきましたが十分な成果が得られておらず、人口減少や少子高齢化への対応、住民の安全・安心な暮らしの確保、地域産業の活性化、持続可能な財政基盤の確立など、地域の自立のための積極的な対応が喫緊に求められており、その取り巻く状況は一層厳しさを増しています。

過疎地域の基本的な持続的発展の方向として、人口減少や少子高齢化に向けた施策の推進、安全・安心な暮らしの実現、雇用の創出や産業の振興及び市民協働を進め、人々が勝浦市を選んで移り住み、また、住み続けてもらえるような魅力あるまちづくりを目指すものとします。

本計画に掲げる事業の実施にあたっては、勝浦市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた基本理念のもと、市総合計画の基本方針に即した施策を展開します。

将来都市像 : “豊かな自然” に抱かれて “心豊か” に過ごせるまち かつうら

- 基本理念 :
- 1 未来に向けて、希望のもてるまちづくり
  - 2 安全・安心で、生活しやすいまちづくり
  - 3 元気に笑顔で、ふれあい・支え合いのあるまちづくり

- 基本方針 :
- 1 未来に希望をつなげるまち
  - 2 とともに支え合い、健やかに過ごせるまち
  - 3 安全・安心を実感できるまち
  - 4 人々が活気にあふれるまち
  - 5 快適な環境で過ごせるまち
  - 6 心豊かで元気になれるまち
  - 7 みんなで創るみんなのまち

※令和 5 年策定勝浦市総合計画基本構想

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口減少は地域の活力の衰退につながるため、持続可能な地域社会を構築するためには、人口流出に歯止めをかけるとともに、新しい人の流れや他の地域の人との関係づくりが必要となります。

また、年少人口割合の急激な減少を抑え、人口構造の安定による持続可能な地域づくりが必要となります。

地域の持続的発展のため、安定して働くことができる場の確保、新しい人の流れや関係づくりの構築、子どもを産み育てる環境の充実、暮らしやすい地域の実現を基本目標とします。

#### 数値目標

指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和13年度）
社会増（転入者数）	571人	現状値からの増加を目指す
社会減（転出者数）	641人	現状値からの減少を目指す

### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度、本市総合計画や総合戦略等において行われる庁内での評価や外部有識者や市民代表等で構成される勝浦市地方創生総合戦略策定推進会議で行われる評価をもとに、PDCAサイクルに基づいた効果検証を行う。

### (7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度を初年度とし、令和12年度までの5ヵ年とします。

（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

市では、今後の厳しい財政見通しや、少子・高齢化による公共施設の利用需要の変化等を踏まえた上で、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・集約化・長寿命化等を計画的に実施していくことで、財政負担を低減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として「勝浦市公共施設等総合管理計画」を策定しました。本計画においては、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住対策

本市の人口の社会増減は、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る社会減の状態が続いています。人口減少にともなう地域の活力衰退を回避し、持続可能な地域社会を構築するため、本市の地域資源を活かし、移住・定住を積極的に推進することが必要です。

全国の多くの自治体が移住者誘致を推進するなかで本市が移住先として選ばれるためには、「夏涼しく、冬は温暖」な居住性の高さや、豊かな自然環境、都心・空港へのアクセスの良さなど、移住地としての本市の魅力を積極的に発信するとともに、空き家の有効活用による住居支援など、移住者の様々なニーズにきめ細かく対応する支援体制を充実することが求められます。

近年、田舎暮らしや自然志向は引き続き高い関心を集めており、田舎での生活や定年就農、U I J ターンなど、都市から地方への移住に対するニーズは増加傾向にあります。また、テレワークの普及を背景に場所の制約を受けない柔軟な働き方を採用する企業や個人が増加し、大都市圏から地方への移住、及び二地域居住の機運が高まっています。こうしたなか、市民活動団体、民間事業者及び行政で構成する定住促進協議会では、定住促進の取組を継続して検討するとともに、市では空き家バンク制度を活用するなど移住希望者に対する相談や情報発信を積極的に推進する必要があります。また、流出する若者層や少子化に対応するため、若者世代の移住定住を一層促進するとともに、本市の豊かな自然を活かしたワーケーション環境やテレワーク環境の整備を進めることも必要です。

人口減少や少子高齢化の進行にともない、地域の担い手不足やまちの活力低下への対応が課題となるなか、多様な関わり方で地域とつながる「関係人口」の重要性が増しています。ふるさと納税制度や移住促進イベントなどを通じて本市に対する興味・関心を喚起し、地域活性化や将来的な移住者増加につながることを期待される関係人口の創出・拡大を推進することが必要です。

#### イ 地域間交流、人材育成

勝浦市・徳島県勝浦町・和歌山県那智勝浦町の3自治体で構成する全国勝浦ネットワークの交流では各地元で実施している地域イベントに相互に参加し、また、友好都市の西東京市との交流では「西東京市民まつり」で本市の特産品を販売するなど、産業分野を中心とした交流を行っています。

今後は、住民相互の文化・教育・福祉など多様な分野の交流促進とあわせ、災害時における相互協力の体制強化が求められています。

また、若者を中心とする都会への流出により地域活力の衰退が懸念されていることから、人口減少に歯止めをかけるため、友好都市に居住する移住希望者への情報提供など、移住定住を促進する取組が求められています。

このほか、国は観光立国を掲げるなど訪日観光を推進する中、勝浦市においても外国人観光客に対応するため、外国に対する理解を深めることやコミュニケーション能力を高めることが必要であり、国際的視野と国際感覚をもった人材の育成が求められています。

## (2) その対策

### ア 移住・定住対策

#### 【移住・定住の促進】

風光明媚な景観、年間を通じて過ごしやすい気候といった本市の移住地としての魅力や、デジタル技術を活用するなどした先進的な地域づくりのアピールに加え、空き家を活用した住居支援や移住者の様々なニーズに対応した相談体制・支援体制を充実することにより、市外からの移住促進を図ります。また、二地域活動や二地域居住を支援し、将来的な移住につなげていきます。

地方で暮らしながら勤務する環境の整備を推進し、勤労世代及び子育て世代の移住を促進します。また、若い世代の転出に歯止めをかけるため、この世代の市内における住宅取得・賃貸住宅入居に対し奨励金を交付します。

#### 【自然環境の活用等による関係人口創出】

海岸や里山をフィールドとした健康づくりや体験学習など、豊かな自然環境を観光資源化することで関係人口の増加を図ります。また、ふるさと納税制度、地域特産品のブランド化、友好都市との交流などを通じた本市を理解・応援してもらうための取組により、将来的な移住・定住の増加を図ります。

### イ 地域間交流、人材育成

#### 【都市間交流の推進】

全国勝浦ネットワーク構成自治体の徳島県勝浦町と和歌山県那智勝浦町、友好都市の西東京市との交流活動を通して、教育・文化・産業などの分野における幅広い交流を促進するとともに、災害時における物資の供給、人的支援、代理寄附等、協力体制の強化を図ります。

また、西東京市民をはじめとする都市住民に対し、豊かな地域資源や都会にはないライフスタイルなど、本市の魅力を的確に情報発信し、グリーンツーリズムやブルーツーリズムに加え、ヘルスツーリズムやスポーツツーリズムなどの体験型・滞在型の観光振興も踏まえた地域間交流を推進することで、地域の活性化を図り、関係人口の増加やU I J ターン等の移住定住を促進します。

さらには、ふるさと納税の制度を活用し、「地域を想う」「地域を応援する」といった新たな形で関わる人である関係人口の増加を目指します。

#### 【多様な交流活動の促進】

将来増加することが見込まれる外国人観光客に対応できるようなインフラ整備はもとより、国際武道大学の留学生や外国人技能実習生等との交流などにより、外国文化の理解を深めるなど国際的な視野と感覚をもった人材育成に努めます。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住  地域間交流	定住促進PR事業  移住希望者に対する住まいや雇用の情報提供の充実など、移住・定住促進に係る事業を推進する	勝浦市	
		若者等定住促進事業  若者等が安心して生活できる住宅環境の確保や就業と併せた移住に対して、奨励金等を交付することで、本市への移住・定住を促し、活力ある地域づくりを推進する	勝浦市	
		友好都市交流事業  友好都市との交流による地域の活性化に向けて、全国勝浦ネットワークを構成する徳島県勝浦町、和歌山県那智勝浦町のほか、東京都西東京市との交流促進を図る	勝浦市	
		ふるさと納税返礼品を活用した市の魅力向上  ふるさと納税の返礼品を活用し、魅力ある地元産農林水産物等を全国にPRします。	勝浦市	
		ふるさと応援寄附金事業の推進  ふるさと応援寄附事業の推進により、地域産業の活性化及び関係人口の拡大に努めます。	勝浦市	

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農林業

本市の農業は、温暖な気候のもとで水稲を中心に野菜や花きの栽培及び畜産が行われていますが、兼業農家が全体の約8割を占めることや、農業従事者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣による被害の拡大、輸入農産物との競合による価格低迷などから、年々、離農者や荒廃農地が増加しています。

高齢化や後継者不足を背景に農業従事者が減少しているなかで、担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。農業の魅力を高め、離農を防止するためにも、農地の集積による経営規模拡大の促進や設備投資に対する支援により、農業経営の安定化を図ることが求められます。

平坦地が少ない本市において農地の生産性を高めるため、また、景観形成や土砂災害防止といった農地の機能を維持するために、ほ場整備や農業用施設の補修・更新を適切に実施していくことが必要です。

農産物の販売に関しては、市内に小規模な直売所が点在しています。

全国的に農産物価格が低迷するなかで本市の農業が持続的に発展していくためには、農産物の高付加価値化や販路拡大による収益性の改善に取り組むことが必要です。

近年、イノシシをはじめとする有害鳥獣被害が増加しており、防護柵の設置や捕獲体制の強化、生息環境管理など、被害防止対策を充実させることが求められています。

農業は、農産物の生産だけでなく、自然環境の保全、潤い空間の創出、コミュニティの形成など、多くの機能を有しています。農業が有する多面的な機能が持続的に発揮されるため、多くの市民が農業に触れ合い、農業への理解を深める機会を充実させることが必要です。

国土の保全、水源の涵養、多様な生態系の保全、地球温暖化防止など、森林が有する多面的な機能を維持するため、森林の適切な整備・保全が必要です。一方、林業の従業者は高齢化と後継者不足に直面しており、健全な森林を維持するため、林業の担い手確保が求められています。また、脱炭素社会の実現に向けた森林資源の利活用について検討を進めていくことが求められます。

##### イ 水産業

本市は全国有数の水揚げ高を誇るカツオをはじめ、キンメダイ、マグロなど、品質の高い水産資源に恵まれています。また、千葉県で最初の栽培漁業センター（現千葉県水産総合研究センター種苗生産研究所勝浦生産開発室）が設置され、漁業資源の保護・増殖に向けた取組が積極的に行われています。

漁業従事者の高齢化が進む一方で新規就業者数は低迷しており、水産業が持続的に発展していくうえで担い手の確保が喫緊の課題となっています。また、全国的な漁獲高の減少、燃油の高騰、消費者の魚離れなど、漁業経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、金融面の支援や生産性向上に向けた支援など、漁業協同組合や行政の連携によるきめ細かな支援が求められています。

漁港施設の老朽化や高度な衛生管理に対する需要の高まりに対応し、漁港や市場の施設について計画的に整備を進めていくことが必要です。

厳しい経営環境のなかで、収益性を確保し、魅力ある産業として水産業を振興するためには、

本市の高品質の水産物の付加価値を高める取組が欠かせません。観光業との連携や友好都市との交流など、様々な機会を活用することによりブランド力の向上と販路拡大を図ることが求められています。

全国的に漁獲高が低調な傾向が続くなかで水産業の持続性を確保するためには、適切な資源管理やつくり育てる漁業を推進することが必要です。

## ウ 商工業

本市及び周辺地域の人口減少により消費市場の縮小に加え、生産年齢人口の減少や経営者の高齢化を背景とした人手不足・後継者不足が顕在化するなど、中小商工業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

また、近隣市町の大型商業施設やコンビニエンスストアへの買い物客流出等により、中心市街地の商店街では空洞化が進んでいます。

本市では、奨励金等の制度活用に加え、商工会や金融機関と連携による経営に関する相談、融資制度等を講じることにより、事業者並びに起業・創業を志す人への支援が展開されています。また、各事業者の経営基盤の安定・強化に向け、こうした支援をきめ細かく、継続的に行っていく必要があります。

市内商店街の持続的なにぎわいの実現に向け、空き店舗の有効活用、イベントの実施、資金調達支援等の各種支援を商工会及び地元商店会等と連携して推進していくことが必要です。

インターネットを通じた商品購入やキャッシュレス決済など、消費者の購買行動においてデジタル化が急速に進んでいる社会情勢をふまえ、魅力ある商店街を形成するため、各店舗がデジタル化に積極的に対応し、販売機会の拡大や業務の効率化を進めることが求められています。

本市には魅力的な農水産物や、高い品質ときめ細かなサービスが人気の商店が数多くあります。こうした魅力を販売拡大につなげるため、産業間の連携による特産品の開発や、イベント・ふるさと納税制度等を活用したPRの強化により、商品・商店のブランド化を推進することが必要です。

## エ 観光業（旅館業を含む）

本市は海や緑に囲まれた豊かな自然、歴史ある朝市、人気の食、集客力の高いイベントなど、多彩で魅力ある観光資源に恵まれています。一方、観光に求めるニーズの多様化が進むなかで減少傾向であった本市の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の流行以前の水準に戻りつつ若干の増加に転じていますが、その内訳は日帰り客の増加が顕著であり、宿泊客数は伸び悩んでいます。既存の観光資源の魅力をさらに磨き上げるとともに、スポーツツーリズムやヘルスツーリズム等の体験型観光など、観光客のニーズを捉えた新たな観光資源の開発を進めることで滞在型観光を推進し、宿泊や観光消費の増加など地域経済の活性化を図ることが必要です。

観光客に“何度も訪れたい”と感じてもらえる持続的な観光地づくりを推進するうえで、観光客が快適に観光を楽しむことができる環境づくりが重要となります。観光案内板、交通・通信ネットワーク、多言語表記などの観光インフラ整備を進めることで周遊の利便性を高めることに加え、自然災害への対策を強化し、観光客の安全・安心を確保することが必要です。

近年、旅行先の決定や旅行中の情報収集手段としてSNSの果たす役割が大きくなっており、

ターゲットとなる観光客の情報収集手段に応じて、効果的な情報発信を行うことが必要です。また、観光資源のブランディングや周辺地域と連携したプロモーションの展開など、情報発信効果を高める工夫が求められます。

本市の多様な観光資源を「点」ではなく「線」・「面」としてつなぎ、地域としての訴求力を高めるためには、産業間連携・広域連携・官民連携・市民参画など、分野や立場を越えた連携・協働により、地域一体となった取組を推進することが必要です。また、観光振興に向けた取組の方向性を関係主体間で共有するため、DMO を核とした推進体制の構築が求められます。

#### オ 情報通信業（情報サービス業等を含む）

本市における情報サービス業は、全業種に占める割合が低くなっているものの、IT企業等のサテライトオフィスなどは、地理的条件不利性に比較的影響を受けないことから、企業誘致を進めていく上で重要な業種と考えられます。

#### カ 企業の誘致

本市の企業誘致は、行川アイランド跡地保有企業に対する企業立地の促進や空き公共施設を活用した企業誘致を行ってきましたが、市内事業所数の推移は、年々減少傾向にあり、これに伴い就業人口も減少しています。

また、本市は緑豊かな丘陵地に恵まれている一方、まとまった平坦地が少ないことから大規模製造業等の誘致には制約がありますが、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方が普及している社会的背景により業種にとらわれない企業を誘致するうえでは好機となっていることから、地域経済の活性化と雇用機会拡大につながる企業誘致を推進するため、年間を通して住みやすい気候及び居住性・豊かな自然や都心・空港からのアクセスの良さといった本市の強みをPRするとともに、企業ニーズに対応した各種優遇制度の充実及び企業進出後も企業育成に努め、継続してサポートを行います。

### （2）その対策

#### ア 農林業

##### 【農林業の担い手の確保・育成と経営基盤の強化】

関係機関と連携した相談体制整備や情報発信強化など、新規就農者及び新規就業者への支援体制を充実し、担い手の確保に努めるとともに、農業者の意向に沿った土地利用を図り、農地の集積による経営規模拡大の促進や生産性向上に向けた設備投資への支援、森林環境整備事業等の実施により、農林業・畜産業の担い手の経営安定化を図ります。

##### 【農業生産基盤の整備】

ほ場や農道、かんがい排水施設などの農地や農業関連施設など、農業生産基盤の整備や遊休農地の活用を促進することで、生産性向上を図るとともに、良好な景観形成や土砂災害防止機能など、農村が有する多面的機能の維持・増進を図ります。

#### 【農産物の高付加価値化・販路の拡大】

地元農産物のブランド化を推進し、農産物の高付加価値化を図るとともに、農産物直売所の活用、インターネットを活用した新たな販路の開拓、“地産地消”意識醸成による市内・県内消費拡大等の販路拡大に取り組み、農業者の所得向上を図ります。

#### 【有害鳥獣被害防止対策の推進】

有害鳥獣による農作物被害を防止するため、防護柵の設置や有害鳥獣の捕獲等を推進するとともに、捕獲の担い手を育成し、捕獲体制の強化を図ります。

#### 【農業とふれあう機会の充実】

市民農園の運営、農業体験学習の実施、及び観光資源としての農地活用を通じ、都市農村間交流の活性化及び市民の農業に対する理解促進を図ります。

#### 【森林の適正管理と活用】

森林の適切な管理・整備により、防災や水源涵養など、森林が有する多面的機能の維持を図るとともに、森林環境譲与税を活用した持続可能な森林管理の体制構築に努めます。また、温室効果ガス削減の観点から森林資源活用の検討を進めます。

### イ 水産業

#### 【水産業の担い手の確保・育成と経営基盤の強化】

関係機関と連携し、就業支援イベントの開催やインターンシップ制度の活用など、担い手の確保に向けた取組を推進します。また、漁獲共済掛金の助成や、生産性向上や作業負担軽減を目的とした設備投資に対する資金面の支援を充実し、漁業従事者の経営基盤強化を図るとともに、市内の2つの漁協の合併を促進し、漁協の経営合理化・組織強化を図ります。

#### 【漁業環境の整備】

操業の安全確保と機能向上の観点から、老朽化している漁港と漁港関連施設の改良・改修を進め、施設の適切な維持管理・長寿命化を推進するとともに、安全・安心な水産物の供給に対応します。

#### 【水産物の高付加価値化・販路の拡大】

カツオやキンメダイをはじめとした、市外からも高い評価を得ている本市の水産物を積極的にPRするとともに、豊かな自然や漁村ならではの地域資源を活かした水産業、観光業、飲食業等との連携による海業の振興を推進し、地元産水産物のブランド化・高付加価値化、さらには雇用機会の創出や水産関係者の所得向上を図ります。

また、友好都市との交流イベント、インターネットを活用した新たな販路の開拓、及び“地産地消”意識醸成による市内・県内消費拡大等により販路の拡大を図ります。

さらには、高品質な水産物の市内水揚を確保するため、外来漁船の誘致を推進します。

#### 【つくり育てる漁業の推進】

水産資源の持続的な利用を確保するため、関係機関と連携し、漁業従事者の自主的な資源管理やつくり育てる漁業を促進します。

### ウ 商工業

#### 【商工業の経営基盤の強化】

勝浦市商工会や金融機関と連携し、事業承継、人材確保、ICT活用促進などの各種支援を充実させるとともに、各種融資制度・利子補給制度を通じて事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援し、中小商工業者の経営基盤の強化を図ります。

#### 【魅力あふれる商店街の形成】

勝浦市商工会と連携し、朝市との相乗効果が期待される「かつうら朝空マーケット」の開催、空き店舗の活用促進、その他各商店会の自主的な活動への支援を通じて商店街の活性化・組織強化を図るとともに、決済システム等における新しい技術の導入により、地域内外の消費需要の取込強化と業務効率化を進め、魅力ある元気な商店街の形成を推進します。

#### 【勝浦ブランド商品の開発・PRの強化】

農業・水産業との連携による地域の農水産物を活用した特産品開発、各種イベントへの参加・出展、及びふるさと納税制度を通じた特産品PRを支援し、本市の農水産物のブランド化による付加価値向上と販路拡大を推進します。

#### 【起業・創業の促進】

本市では商工会が「創業塾」を開催し、起業・創業を志す人を積極的に支援しています。また、企業立地及び雇用促進奨励制度による企業立地や雇用促進を推進しています。こうした取組を継続的に実施することに加え、地域経済を活性化すべく、地域ぐるみで起業・創業を応援する機運を醸成していくことが必要です。商工会と連携し、空き店舗活用や起業・創業に対する支援を行います。

### エ 観光業（旅館業を含む）

#### 【観光資源の開発・強化】

風光明媚な海岸線や身近にふれあえる里山の自然、歴史ある朝市、「かつうらビッグひな祭り」などのイベント、新鮮な山海の食資源など、本市の魅力や豊かな地域資源を、多様化が進む観光客のニーズを踏まえた観光コンテンツとして再構築し、滞在時間の延長や観光消費の増加につながる取組を推進することにより、地域経済の活性化を図ります。

#### 【観光地としての魅力の向上と発信】

観光施設の美化・整備及び維持管理はもとより、観光案内看板の充実、駐車場有料化による適正使用の促進、沿道景観の整備、地域内周遊のための移動手段の充実、外国人観光客向けの多言

語表記など、国内外の観光客が快適に観光を楽しめる環境整備に取り組みます。

また、観光客の情報収集手段に応じた効果的な情報発信を強化し、特に訴求力の高い画像情報の活用を推進し、利便性の高い情報の集約・発信に取り組みます。

【オール勝浦での観光地づくり】

観光地づくりにおいては、より一層市民の参画を推進し、分野や立場を越えた連携・協働を図るためDMOが核となり、地域が一体となった観光振興に取り組める体制を構築します。

オ 情報通信業（情報サービス業等を含む）

情報通信業の振興に向けて、勝浦市商工会と連携し、経済活動を取り巻く社会変化や消費者ニーズに対応した新しい事業展開を志す事業者に対する支援の充実を図るとともに、情報サービス業が進出しやすい環境整備に務めます。

カ 企業の誘致

【企業誘致・雇用の促進】

企業誘致の推進に当たり、遊休地などニーズを見定め、企業進出のタイミングをタイムリーに捉え、豊富な地域資源や都心からの好アクセスといった企業立地における本市の強みや租税優遇措置等の企業メリットをPRすることにより、市外からの企業誘致及び立地企業への持続可能な成長支援や市内既存企業の事業拡張支援を推進します。また、企業や関係機関と連携し、市内の多様な人材が活躍できる就労環境の整備や、就職希望者と企業とのマッチングを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備事業 農業	土地改良事業	名木木戸地区 大楠地区・大森地区	千葉県
		かんがい排水整備事業		各農業水利組合
		防災重点農業用ため池緊急整備事業		勝浦市
	林業	森林整備事業		森林組合等林業事業体
		(2)漁港施設	水産基盤施設ストックマネジメント事業	機能保全計画策定 機能保全工事
	水産業構造改善施設整備事業			勝浦漁協 新勝浦市漁協
	(5)企業誘致	利活用施設整備推進事業		勝浦市

(9)観光又はレクリエーション	かつうら海中公園整備事業	勝浦市	
	観光施設等美化整備・維持管理事業	勝浦市	
(10)過疎地域持続的発展特別事業	多面的機能支払交付金事業		
	各水利組合が実施するかんがい排水整備事業に対して、補助金を交付し、施設の近代化及び効率化を図る	各活動組織	
	農業資金利子補給事業		
	融資機関が農業者に貸し付けた農業近代化資金等に対し利子補給を行い、農業経営の安定化及び近代化を促進する	いすみ農協	
	農産物のブランド化及び販路の拡大		
	農産物のブランド化及び販路の拡大を推進し、生産農家の経営所得の安定を図るとともに、ブランド化された農産物については、様々な媒体を通じて効果的な情報を発信し、認知度の向上及び定着を図る	勝浦市	
	鳥獣被害防止総合対策事業		
	防護柵の設置や生息環境管理等を支援し、農林産物被害の防止を図る	勝浦市	
	有害鳥獣捕獲事業		
	有害鳥獣を捕獲し、農林産物被害の防止を図る	勝浦市	
	地域間交流（市民農園）事業		
	農業者以外の者が、市民農園で野菜や花き等を栽培することにより、農業を介した地域間の相互交流を推進する	勝浦市	
	航空防除補助事業		
	スマート農業を活用し農作業負担の省力化を図る	勝浦市	
	外来漁船誘致対策事業		
	他県漁船の勝浦漁港入港を促す誘致活動を実施し、水産業の振興と地域経済の活性化を促進する	勝浦市	
	勝浦産ブランド水産物PR推進事業		
勝浦産農林水産物のブランド化及び各種イベントへの出展を通じた宣伝普及活動を支援する	勝浦漁協 新勝浦市漁協		
漁業近代化資金利子補給事業			
漁業近代化資金に対する利子補給により、漁業の近代化を促進する	東日本信用漁業協同組合連合会		
漁業者の担い手の確保			
漁業者の高齢化や後継者不足等による漁業就業者の減少に対して、関係機関と連携し、漁業後継者を確保・育成するための取組を推進する	勝浦市		
アワビ種苗放流事業			
磯根資源の増殖を図るため、市内漁協が実施するアワビ種苗放流事業を支援する	勝浦漁協 新勝浦市漁協		
スマート水産業実装化支援事業			
スマート水産業に資する機器の導入を支援し、水産資源の持続的利用を促進する	勝浦漁協 新勝浦市漁協		
海業振興事業			
地域資源を活かした事業を支援し、水産業の振興を図る	勝浦漁協 新勝浦市漁協		

	<p>企業立地の推進</p> <p>企業の立地を推進するとともに、既存企業の育成に努める</p>	勝浦市	
	<p>起業・創業支援事業</p> <p>創業支援等事業計画に基づき、勝浦市商工会をはじめとする各種団体と連携し、起業・創業希望者に対する相談支援体制等の強化を図る</p>	勝浦市	
	<p>空き店舗対策事業</p> <p>商店街等の空き店舗の利活用を推進する</p>	勝浦市	
	<p>商店街活性化等事業</p> <p>勝浦市商工会及び各種団体が取り組む事業に対して、補助金を交付し、商店街等の活性化を促進する</p>	商工会	
	<p>経営近代化融資事業</p> <p>中小企業資金融資制度を活用し、中小企業経営の合理化及び設備の近代化等を促進する</p>	勝浦市	
	<p>中小企業資金融資利子補給事業</p> <p>金融機関から受けた事業に要する融資資金に係る金利負担を軽減し、利息の一部を補給することで中小企業の振興を図る</p>	勝浦市	
	<p>観光宣伝事業</p> <p>市のイメージキャラクターなどを活用し、シティープロモーション等のPR活動を実施することで、観光振興を図る</p>	勝浦市	

**(4) 産業振興促進事項**

**(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種**

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
勝浦市全域	製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

**(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容**

本市の産業振興促進区域における産業の現状及び課題については上記(1)のとおりです。また、振興対象業種の活性化を図るため、上記(2)及び(3)のとおり取組等を推進するとともに、産業振興において周辺市町村との連携に努めるものとします。

**(5) 公共施設等総合管理計画との整合**

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

情報通信技術は地域社会でも普及し、個人レベルの通常のコミュニケーション手段の一つとなっています。

国はデジタル社会の実現における市町村の役割が極めて重要として、令和2年に「自治体DX推進計画」を策定し、デジタル技術やAIの活用による業務の効率化を図ること、及び行政サービスにデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させることを自治体に求めています。

地方の条件不利地域の自治体にとって、情報通信技術活用のための基盤整備の遅れは、地域の発展を阻害する大きな課題となっています。

市では、令和5年2月に「勝浦市DX推進計画」を策定し、デジタル化の恩恵が特定の範囲に留まることなく、誰もが享受し、次世代に確実に引き継がれるよう、加えてデジタルの力が地域の課題解決に導き、「持続可能なまちづくりの実現」が図られるよう、基本理念を掲げデジタル化を推進しています。また、令和5年度から市役所内に情報政策課を設置し、情報政策分野における体制強化を図りました。

また、情報通信機器の利用状況の世代間格差や大規模災害に備えるために防災行政無線の難聴地域解消などが課題となっています。

### (2) その対策

デジタル技術やAIの活用推進と併せて職員のICTリテラシー向上に取り組み、行政サービスの向上や、効率的な行政運営の構築、デジタル化を進めるための基盤強化、デジタル技術を活用した地域づくり、行政事務の効率化を図るとともに、情報漏洩を防ぐため、高い情報セキュリティ水準の維持に努めます。また、市民に対して講習会の開催や各種相談の受付など、デジタルデバйд対策を講じながら、誰もが使いやすい仕組み作りを進めます。

市内全域には、光回線が導入されているものの、日々進化している情報通信技術の高度化に対し、地域間格差が生ずることのないよう、民間通信事業者に対し要請します。

また、あらゆる災害に対応するため、迅速で確実な情報の伝達手段として、防災行政無線のデジタル化や防災アプリ「かつうらメイト」を用いた市民と行政の情報の双方向性の検討、産業振興、地域コミュニティの充実、行政の効率化のための情報通信基盤の整備を推進します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線更新事業	勝浦市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	防災情報配信事業  防災アプリや携帯電話のメール機能等を活用した防災情報の周知を推進し、市民の防災意識の高揚と災害時の安全性の確保を図る	勝浦市	

		公式ホームページによる情報化の推進	勝浦市	
		市ホームページを活用し、広報活動の充実を図り、市政などの情報の積極的な発信を行う	勝浦市	
		市民サービスにおけるデジタル活用の推進	勝浦市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

平成25年4月に首都圏中央連絡自動車道の東金・木更津間に市原鶴舞インターチェンジが開通したことにより、物流の円滑化や観光・レジャー産業を活かした交流促進にも波及しており、都心とのアクセスが向上しました。

一方で、市の中心部では行楽シーズンやイベント開催時に交通渋滞が発生しているため、観光業をはじめとした産業の活性化、及び市民や来訪者の利便性向上に向け、国道128号、国道297号等の渋滞緩和に向けた整備促進が必要です。

市原鶴舞インターチェンジに接続し都心と勝浦市をつなぐ国道297号は、広域ネットワークの強化や緊急時における輸送道路としての役割を担う重要な道路として、現在松野バイパスの整備が進められており、平成31年3月25日に勝浦市松野から杉戸の区間が開通しましたが、この整備効果を一層高めるため、残り区間の早期開通が求められます。また、市民生活にとって身近な生活道路については、自動車のほか、自転車や歩行者が日常的に利用することから、舗装・付属物の老朽化等に対応した適切な修繕、及び自然災害対策や交通事故対策を充実させ、道路を利用するすべての人の安全確保を図る必要があります。

多くの橋りょうやトンネルは供用開始から長い年月が経過していることから、適切で計画的な維持管理と修繕が求められます。

#### イ 公共交通

人口減少や道路網の充実による自家用車利用の拡大を背景に、JR勝浦駅の利用者数は減少傾向を辿っていますが、産業・観光の発展や移住・定住の促進など、本市の持続的な発展を図るうえで、首都圏と地域をつなぐJR外房線と高速バスの充実・利便性向上を図ることは極めて重要であることから、運行サービスの維持及び利用者の増加に向けた取組の推進が求められます。

後期高齢者が増加しているなか、今後、自らの運転で移動できない人や、公共交通を利用できる地点までのアクセスが困難な人の更なる増加が見込まれます。本市では、平成26年10月からデマンドタクシーを運行し、主に交通空白地域の住民に対して移動手段を提供していますが、今後は、路線バスやデマンドタクシー等に加え、新たな移動手段の検討を図り、地域で支える持続可能な公共交通網の構築をすることで、市民の移動利便性を確保していくことが求められます。

路線バスにおいては、市民の日常的な移動手段として重要な役割を担っており、地域の人口減少が進むなか、路線バス事業者と連携しながら、路線・運行便数の維持と利便性の向上を図る必要があります。

いすみ鉄道については、沿線地域の住民の生活路線であるとともに、重要な観光資源でもあります。沿線人口が減少するなか、周辺自治体や県とも連携しながらその維持と活性化に取り組んでいく必要があります。

## (2) その対策

### ア 道路

#### 【骨格幹線道路の整備と機能強化】

観光振興や産業発展の促進、及び市民の利便性向上のため、国道128号、国道297号、「松野バイパス」等の整備を関係機関に要請します。

#### 【生活道路・橋りょう・トンネル等の維持管理及び改良】

市民が身近な道路を快適に利用できるよう、生活道路の修繕整備と機能強化を推進するとともに、災害対策や交通事故防止対策を充実し、車両運転者と歩行者の安全確保に努めます。また、橋りょう、トンネル等の適切な維持管理と計画的な修繕により長寿命化を図ります。

### イ 公共交通

#### 【鉄道・高速バスの利便性向上】

JR外房線及び高速バスのサービス強化に向け、周辺自治体とも連携し、交通事業者への要望活動に継続的に取り組むとともに、利用促進に努めます。また、JR勝浦駅北口こ線人道橋の適切な維持管理により、市民生活における利便性を確保します。

地域住民の生活を支えるとともに観光振興上の重要な交通基盤であるいすみ鉄道については、県や関係市町と連携しながら経営改善に向けた取組を支援します。

#### 【地域公共交通の維持・充実】

市民の移動ニーズを適切に把握し、市民生活に不可欠である路線バスの維持・充実を図るとともに、路線バスなどの状況を勘案しながらデマンドタクシー等の移動手段の活用により、公共交通空白地域の解消に努めます。また、住民の利便性向上を図るため、自家用旅客運送等の新たな交通手段について検討を図り、地域で支える持続可能な公共交通網の構築を目指します。

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(1)市町村道 道路	市道西ノ谷行司線 L=70m W=4.0m	勝浦市	
		市道荒久井宮ノ前線 L=80m W=4.0m	勝浦市	
		市道勝浦荒川線 L=300m W=5.5m	勝浦市	
		市道新坂沢倉線 L=800m W=6.0m	勝浦市	
		市道原1号線 L=268m W=4.0m	勝浦市	
		市道植野黒原線 L=30m W=4.0m	勝浦市	

橋りょう  
その他

市道松野中倉線	L=30m W=4.0m	勝浦市	
橋りょう維持事業		勝浦市	
路面性状調査		勝浦市	
舗装修繕計画		勝浦市	
市道芳賀市野川線	L=590m W=5.0m	勝浦市	
市道白井久保台芝田線	L=120m W=2.2m	勝浦市	
市道板取窪屋敷線	L=130m W=2.1m	勝浦市	
市道勝浦荒川線	L=1000m W=5.5m	勝浦市	
市道細見蓮ヶ台線	L=300m W=5.5m	勝浦市	
市道湯西亀田線	L=130m W=3.3m	勝浦市	
市道兄弟線	L=80m W=4.5m	勝浦市	
市道千里沖見線	L=60m W=3.0m	勝浦市	
法定外公共物（道路）・上野	L=100m W=4.0m	勝浦市	
市道向原線	L=99m W=2.5m	勝浦市	
阿仏房仲代線	L=510m W=3.6m	勝浦市	
佐野ノ台水ナシ線	L=89m W=3.5m	勝浦市	
船附阿部尻線	L=165m W=2.4m	勝浦市	
腰越原線	L=216m W=3.0m	勝浦市	
市道新坂沢倉線	L=400m W=6.0m	勝浦市	
墨名部原線	L=240m W=6.0m	勝浦市	
市道宿戸大楠線	L=180m W=5.4m	勝浦市	
市道松野中倉市野川線	L=820m W=5.5m	勝浦市	
市道中島2号線	L=135m W=6.0m	勝浦市	
市道中島場2号線	L=120m W=6.0m	勝浦市	

		勝浦部原線	L=200m W=4.8m	勝浦市	
		中島名木線	L=200m W=4.4m	勝浦市	
		舗装新設事業		勝浦市	
		排水整備事業		勝浦市	
		災害防除事業		勝浦市	
		トンネル維持事業		勝浦市	
	(5)鉄道施設等 その他	いすみ鉄道対策事業		いすみ鉄道	
		J R勝浦駅北口こ線人道橋の維持管理		勝浦市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	市内公共交通の維持・確保		勝浦市	
		市内公共交通機関の連携体制の確立により、市民等の移動手段を確保し、移動に係る利便性の向上を図る。		勝浦市	
		デマンドタクシー運行事業			
		高齢化の進展により増加する交通弱者の移動手段の確保や、公共交通空白地域の解消を目的として、デマンドタクシーを運行するとともに、さらなる市民公共交通の維持改善を推進する		勝浦市	
		市内路線バス運行維持及び利便性の向上			
		広域バス路線の利便性の向上を関係機関に要請するとともに、既存の市内路線バスの運行維持を支援し、市民の公共交通による移動手段の確保を図る		小湊鐵道	
		地域モビリティ推進事業		勝浦市	
		地域公共交通計画に掲げている事業を推進するとともに、公共交通空白地域の解消に向けた新たな移動手段の検討を図る。			
		J R外房線の利便性の維持・向上		東日本旅客鐵道	
		J R外房線のダイヤ維持及び安全運行の確保による都市間アクセスの向上により、市民の移動に係る利便性の向上を図る			
		高速バスの利便性向上		勝浦市	
		高速バスの運行による都市間アクセスの向上により、市民の移動に係る利便性の向上を図る			
		いすみ鉄道の運行維持及び活性化の推進		いすみ鐵道	
		いすみ鉄道の運行による市民の利便性の確保のため、運行の維持及び事業の活性化を推進する			
	(10)その他	交通安全施設整備・管理事業		勝浦市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上水道

水道事業は、夷隅郡内の2市2町（勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町）の水道事業統合に伴い、令和7年4月から、夷隅郡市広域市町村圏事務組合で水道事業を運営していますが、水道施設等の老朽化や維持管理費の増大等の課題も見られます。

今後は、水道施設や管路の更新・耐震化を効率的に推進するとともに、効率的な水道事業の運営が求められています。

#### イ 下水道

本市では、公共下水道は未整備であり、生活排水処理に関して、一部の民間開発区域を除き、し尿については、し尿処理施設及び合併又は単独処理浄化槽、生活雑排水については、集合住宅単位若しくは個別の合併処理浄化槽に依存している状況です。

#### ウ 廃棄物処理施設

本市では、平成12年度に自然環境への負荷が少ない社会の実現に向けて「ごみの分別収集」に取り組み、その制度が市民の間で定着したことから、平成20年度からは分別の種類を細分化するとともに、可燃ごみの有料化を図りました。あわせて、市民のリサイクル運動に関する意識の高揚を図るとともに、ごみゼロボランティアの育成を行うなど市民と連携して環境に配慮したまちづくりを進めてきました。

本市のごみ排出量は、ごみ分別種類の細分化や可燃ごみ有料化の取組により減少傾向にありますが、近年、世界的に食品ロスや海洋プラスチックごみによる環境への悪影響が顕在化するなか、4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）のさらなる推進が求められます。

本市の廃棄物処理施設である勝浦市クリーンセンター及び勝浦市衛生処理場は、供用開始後40年以上が経過し、老朽化が著しく進行しています。このため、継続的な施設の維持管理は困難な状況となっており、本市では持続可能な廃棄物処理体制の確立を目指し、広域化による共同処理体制の整備を推進しています。

ごみ焼却処理事務の広域化については、令和7年7月17日に市原市との間で事務の委託に関する協議書を締結しました。

今後は、令和14年度中に市原市で整備予定の新施設へ燃えるごみを搬入することとし、そのための中継施設を整備します。施設の整備・運営にあたっては、近隣自治体との共同整備についても調査・検討を進めています。

勝浦市衛生処理場についても、施設の維持管理が困難となることから、広域による共同処理が望ましいとの判断に基づき、夷隅環境衛生組合への処理委託について協議を進めています。

市内では、廃電化や一般廃棄物等の不法投棄が一部でみられており、環境破壊につながる不法投棄の発生防止が課題となっています。

## エ 住宅

市営住宅のうち、沢倉旭ヶ丘第一団地及び第二団地については、老朽化対策として建替を実施してきましたが、本市が管理する市営住宅の多くが昭和30～40年代に建設されていることから、勝浦市営住宅長寿命化計画に基づき老朽化への対応や耐震化を推進するとともに、維持管理が困難な住宅を用途廃止し、入居率や今後の住宅需要を踏まえた整備を推進することが求められています。その上で、民間賃貸住宅の家賃補助や建設費補助を推進し、住宅セーフティネット機能の向上に取り組むとともに、住宅施策については民間との協働を図ることも重要となってきます。

また、市営住宅以外の個人住宅についても耐震化をはじめとした自然災害対策の強化を促進し、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

近年、少子高齢化の進行に伴い管理の不適切な空き家の増加が社会問題となっています。管理の不適切な空き家は、周辺の住環境や景観に悪影響を及ぼすため、適切に対応することが求められています。

## オ 消防・防災・防犯

近年、地震、台風、集中豪雨など、全国的に想定を上回る規模の自然災害が増加しており、本市では、新たな被害想定を踏まえ、住民や関係機関等が平常時からの災害に対する備えと災害発生時に適切な対応をとるための基本的な方針となる地域防災計画を策定しています。

災害に強いまちを実現するためには、市民一人ひとりが防災意識を高め、日頃から災害への備えを充実させるとともに、自主防災組織の整備や防災活動に携わるボランティアの育成など、地域組織の強化により地域の防災力を高めることが必要です。

災害時の市民の安全確保に向け、行政にはこれまで以上に迅速な災害関連情報の発信や、要配慮者など様々な立場の人のニーズを踏まえた避難所の整備が求められます。また、災害時に他機関への応援要請や業務継続を円滑に遂行するための準備が必要です。

激甚化する自然災害から市民を守るため、丘陵地が多く分布する本市では特にがけ崩れへの対策を強化するとともに、集中豪雨や高潮等に備えた水害対策の充実が求められます。

消防については、消火栓の設置・更新や防火水槽の設置による消防水利の確保、消防車両の更新、消防器具置場兼詰所の改築などにより、地域の消防力の強化を図ってきましたが、消火栓などの消防水利が整備されていない地域も未だ残っています。

令和6年（2024年）の人口1万人当たり火災発生件数が10.5件と、県平均（3.23件）を上回っており、消防・救急体制のさらなる充実が求められています。また、消防・救急の人員・設備に限りがあるなか、市民の防火意識や救命知識の向上が必要です。

防犯については、勝浦警察署や勝浦市防犯組合などの関係機関と連携し、防犯パトロール隊への支援や防犯灯・防犯カメラの設置、市民への情報提供など、犯罪防止に向けた取組を推進しており、近年、犯罪発生件数は減少傾向となっています。しかし、窃盗など生活に身近な犯罪は依然として本市内でも発生していることから、市民の防犯意識向上や、地域の防犯体制強化に向けた継続的な取組が求められます。

## カ その他関連施設

本市において、ガソリンや灯油は、住民生活に不可欠な物資であります。近年の人口減少とともに販売事業者の努力だけでは供給網の維持が難しくなりつつあり、今後、給油所の廃業や撤退等により、身近にガソリンや灯油を手に入れる場所がないといった事態が生じないよう、安定供給の仕組みを考える必要があります。同様に、住民生活に不可欠な既存公共施設については、長寿命化を図り施設を使用年限り近くまで活用し続けることが必要です。

## (2) その対策

### ア 上水道

夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画に基づき、年間を通して安定的な上水の供給体制を確保するとともに、将来の水道需要を見据え、施設統合等による施設の減少を検討し、施設の適切な維持管理に努めます。

### イ 下水道

生活排水による公共用水域の水質保全を図るため、河川の水質調査や補助制度による合併処理浄化槽設置を促進します。

### ウ 廃棄物処理施設

#### 【適正なごみ処理及びし尿処理・環境保全の取組強化と啓発活動の推進】

食品ロスやプラスチックごみなど、家庭ごみが地球規模の環境問題につながっている認識を広く共有し、ごみの分別収集など環境負荷の軽減に向けた4R活動を推進します。

また、自然環境の保全や地球温暖化対策は市民と行政による協働の取組が不可欠なことから、環境学習や市民参加による環境保全活動を充実し、市民の環境保全意識・省エネ意識の高揚を図ります。

施設の老朽化が進行し、維持管理が困難な状況にある勝浦市クリーンセンター及び勝浦市衛生処理場については、広域化による持続可能な廃棄物処理体制の確立に向けた取組を推進します。

ごみ焼却処理事務の広域化については、令和14年度中に市原市で整備予定の新施設へ燃えるごみを搬入することとし、運搬の効率化を図るため中継施設を整備します。

中継施設は、市内で収集した燃えるごみを一時的に貯留し、大型の輸送車両に積み替える機能を担います。処理方式としては、ごみを圧縮するコンパクト方式やダストドラム方式などが検討されており、施設の整備にあたっては、近隣自治体との共同整備についても調査・検討を進めます。

し尿処理についても、夷隅環境衛生組合への処理委託について協議を進めており、共同処理開始に向けて体制整備を推進します。

処理委託後も、し尿収集運搬業務は継続しますが、汚泥の脱水や処理といった業務は委託先において行われるため、現施設の維持管理に係る負担は発生しません。

#### 【廃棄物の不法投棄対策】

廃棄物の不法投棄による生活環境の悪化防止のため、監視活動の強化や監視カメラ等の設置を推進します。

### エ 住宅

#### 【住宅ストックの適切な維持・管理】

市営住宅の老朽化対策及び耐震化を進め、安全で快適な市営住宅の提供に努めます。個人住宅についても耐震診断・改修等に対する助成制度の活用を促し、地震に強いまちづくりを推進します。また、管理の不適切な空き家の発生を防止するため、空き家バンクの活用等により、既存住宅ストックの有効活用を図ります。

### オ 消防・防災・防犯

#### 【消防・防災体制の充実】

防災訓練への参加や防災ボランティアへの登録促進、防災教育の拡充、防災関連情報の発信等により市民の防災意識の高揚を図ります。

地域の防災力向上に向け、地域住民同士の交流促進のほか、自主防災組織の設立・活動の支援や防災士の育成を推進するとともに、消防団員の待遇改善等により適正規模の維持に努め、消防団の組織力充実を図ります。

避難情報・防災情報をより正確・迅速・確実に市民に伝達するため、防災用アプリの普及促進など、情報伝達手段の多様化を図ります。

災害発生時に市民の安全な避難行動を確保するため避難路の整備を推進するとともに、被災者支援に必要な水・食料を計画的に備蓄します。

救急に係る資源に限りがあるなか、各種団体との連携により救命講習会等を実施し、救命率の向上を図ります。

#### 【消防・防災施設の整備】

火災発生時の迅速な初動体制を確保するため、消防ポンプ自動車、資機材、水利施設の整備・更新を適切に行うとともに、消防団の拠点である詰所の適正な維持管理を推進します。また、災害発生時に必要な情報を市民に確実に届けるため、防災用通信インフラの整備を推進します。

避難施設については、多発化・激甚化する自然災害に対し、必要なスペースを安全な場所に確保するとともに、高齢者や障がい者等の支援が必要な人に対する福祉避難所の確保や、感染症対策の徹底など、市民が安全・安心に避難生活を送れる環境整備に努めます。

#### 【自然災害対策の強化】

自然災害の危険性の高い場所を防災マップなどにより市民への周知を図るとともに必要な安全対策を実施します。また、山腹崩壊危険箇所の防護工事、河川・水路、海岸保全施設の点検・修繕等を行い、災害の発生防止を図ります。

**【災害への対応力の強化】**

災害時における行政の円滑な対応を可能にするため、国・県・近隣自治体や関係機関・事業者等との連携体制及び業務継続に向けた体制の整備に努めます。また、地域と行政が連携し、災害時に自力で避難することが難しい高齢者等の避難を支援する体制の充実を図ります。

**【防犯対策の充実】**

防犯灯の整備、防犯カメラの設置、及び地域の関係機関・団体と連携した防犯パトロールを推進することで犯罪が起りにくい環境を整備するとともに、様々な機会・媒体を通じて防犯知識の普及や犯罪関連情報の提供を充実させることにより市民の防犯意識向上を図ります。

**カ その他関連施設**

給油所は自動車用の燃料だけではなく、暖房用の燃料供給拠点でもあります。特に配達に頼る高齢者等については、冬期の生活環境において大きな影響を受けるものと考えられることから、地域の活力を失わせないために、給油所を維持し、石油製品を安定供給できる環境の整備に努めます。

住民生活に不可欠な既存公共施設については、勝浦市公共施設等総合管理計画による長寿命化を見据えた予防保全型の施設管理を行います。

**(3) 計画**

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境 の整備	(2)下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	勝浦市		
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	クリーンセンター管理運営経費	勝浦市		
		し尿処理施設	ごみ処理広域化事業	勝浦市、市 原市、いす み市、大多 喜町及び御 宿町	
		衛生処理場管理運営経費	勝浦市		
	(4)火葬場	火葬場の効率的な管理・運営	勝浦市		
	(5)消防施設		消防防災設備整備事業	勝浦市	
			消防防災施設整備事業	勝浦市	

(6)公営住宅	公営住宅整備事業	勝浦市		
(7)過疎地域持続的発展特別事業	自主防災組織推進事業 自主防災組織の設立の推進及び新規に設立した組織に対する防災用機材等の支援を実施し、地域防災力の強化を図る	勝浦市		
	防犯カメラ設置事業 安全安心なまちづくりの実現に向けて、市内に防犯カメラを設置し、ひったくり、自動車盗又は車上狙い等の犯罪の抑止を図る	勝浦市		
	廃棄物不法投棄防止事業 監視カメラ、簡易式不法投棄防止ネット、啓発看板設置などにより、不法投棄防止体制を強化する	勝浦市		
	耐震改修促進事業 耐震改修促進計画に基づき、個人住宅の耐震診断及び耐震改修費用を助成し、建築物の耐震化の向上を図る	勝浦市		
	空家対策事業	勝浦市		
	夷隅郡市広域市町村圏事務組合経費	水道事業出資金	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 児童福祉

少子化の進行による家族のあり方の変化やライフスタイルの多様化にともない、家庭と地域社会とのつながりが希薄となり、こどもの虐待や貧困といった問題が顕在化している中、この問題に対応するため、結婚や子育てを希望する人が将来を前向きに描けるよう、結婚から子育てまで切れ目のない支援を実施するとともに、すべての家庭が必要な支援につながる環境を行政と地域全体で整え、家事・育児の協力や家庭の大切さを広め、ワーク・ライフ・バランスを実現する意識醸成が必要です。

また、こどもの成長段階に応じた安定的なサービスを提供できる体制を整備し、困難を抱える家庭への寄り添った支援やこどもの貧困対策として、経済的支援に加え、教育・就労・生活支援により、貧困の連鎖を断ち切ることも必要となります。

あわせて、こどもの自己肯定感を高め、意見表明の機会を保障し、社会参画を促すことが重要です。

これらのことを踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的で切れ目のない支援を行うため、令和6年4月にこども家庭センターを設置、令和7年4月にこども未来応援課を新設し、妊産婦健診の無償化や0歳から2歳児の保育料の無償化といった経済的支援策を行っています。

#### イ 高齢者福祉

本市の令和7年の高齢化率は47.3%と、国や県の水準を上回っています。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年にはこの高齢化率が57.0%に上昇すると推計されており、高齢者が「支える側」としてまちづくりを担っていくことが不可欠です。このため高齢者が生きがいを持ちながら地域に貢献できるように、就労の場や多様な社会活動への参加機会を提供することが求められます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、健康づくりや介護予防への取組を促進するとともに、在宅生活を多面的に支える体制の整備が必要です。ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加により、社会的孤立、生活困窮、老々介護など、高齢者の抱える課題が複合化・複雑化しています。こうした課題に適切に対応するため、地域の関係機関が連携し、分野横断的な切れ目のない支援を行う地域包括ケアシステムの整備推進が求められます。また、認知症高齢者本人とその家族を地域で支える体制づくりや関係機関の連携体制、介護人材の確保・育成を推進し、持続的で質の高い介護サービスを確保することが求められます。

#### ウ 障害者福祉

市では、障がい者に対する障害福祉サービスの実施や自立に向けた訓練活動への支援などにより、日中の活動の場は充実しているものの、就労については、雇用の場が限られていることや障害への理解に基づく適切な就労支援体制が十分に整備されていないことなどから、障がい者自身に働きたいという意向があっても就労に結びついていないのが現状となっています。

本市が令和2年度に障害者手帳保持者等の市民を対象に実施したアンケートでは「経済的支援」や「医療やリハビリの充実」など、多様な福祉サービスの充実を望む意見がみられ、なかでも、「相談支援の充実」や「災害時の支援体制整備」など、地域の支援体制の充実を望む意見が多くみられました。

こうした意見を踏まえ、各ライフステージに応じた適切かつきめ細かい福祉サービスの充実に取り組むとともに、障がい者が自立し、生きがいを持って生活できるよう、就労支援、地域社会との交流機会の提供、成年後見制度の活用促進による権利擁護体制強化をそれぞれ推進することが求められます。

アンケートでは、精神障害者保健福祉手帳保持者の半数近くが障がいがあることで差別を受けたことがあると回答しています。障がい者へのあらゆる差別と偏見の解消に向け、障がい者に対する市民の理解を促進する取組が必要です。

障がい者自身や障がい者を支える家族の高齢化にともなう「親なき後」への不安など、障がい者とその家族は多くの悩みや不安を抱え、必要とする福祉サービスが多様化しています。障がい者とその家族が悩みや不安を気軽に相談し、適切な支援を受けられるよう、相談支援体制を整備・充実することが求められています。

## エ 健康管理

市民の健康保持・増進を図るため、国際武道大学の協力を受けた「健康ハツラツ教室」の開催など、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで市民の健康づくりを支える取組を推進してきました。一方、食生活の変化や運動不足に起因する生活習慣病の発症・重症化が全国的に増加するなか、健康寿命を延伸し、生涯を通じて健康的な生活を送るためには、市民一人ひとりの健康意識向上と生活習慣改善への主体的な取組が必要です。

## (2) その対策

### ア 児童福祉

#### 【子育て支援の充実】

親子が気軽に集い、交流できる機会・場所や児童に健全な遊びの場、健康の増進や情操を豊かにするための各種支援を提供するとともに子育てに関する相談体制を充実させ、子育て家庭の不安感や孤立感の解消を図ります。

経済的支援策として、おむつ等給付券の支給、出産祝い金、0歳児から2歳児に係る保育料の無償化、保育所・こども園における主食費・副食費の無償化、小中学校の給食の無償化、在宅子育てに対する助成金、高校生相当までを対象とした子ども医療費助成等を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

こども家庭センターの設置による児童虐待の未然防止と早期の発見と対応、ヤングケアラー等の子どもの貧困対策など推進します。

小学6年生までの児童を受け入れている放課後ルームにおいては、児童の受入れに必要な定員を確保するための施設整備を行うなど、児童福祉のさらなる向上を目指します。

#### 【幼児教育・保育の充実】

一時預かり、延長保育、病後児保育など、保育サービスの充実を推進するとともに、保育士の資質向上に取り組み、安全で質の高い保育サービスの提供に努めます。また、幼保連携型認定こども園である「勝浦こども園」においては、幼児教育・保育を充実し、心身ともに健やかでたくましい幼児の育成に努めます。

#### 【ひとり親家庭等への支援の充実】

児童扶養手当の支給、医療費の助成、高等学校就学費補助、大学受験料等補助、就労支援等により、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、相談体制の充実や制度の周知に努めます。

#### 【妊娠・出産・育児支援の充実】

妊婦や乳幼児を抱える家庭を対象とした各種相談・健康診査・訪問指導など、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を充実し、安心して出産できる環境づくりを推進します。

また、経済的支援として不妊治療への助成や妊産婦健診の無償化を行います。

### イ 高齢者福祉

#### 【高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進】

高齢者が持つ経験や知識を活かし、地域の一員として生きがいを持って充実した生活を送れるよう、高齢者の就労機会創出や、入湯料の助成、高齢者が気軽に生涯学習・スポーツに取り組める環境づくりを推進します。

#### 【高齢者の生活支援の充実】

健康に関する教育・啓発、各種健診の受診促進、認知症予防対策、地域の自主的な介護予防活動など、高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、高齢者の健康寿命延伸を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように、緩和型、住民主体型の訪問・通所サービスや、日常生活に関わる幅広い支援の充実を図るとともに、地域全体で高齢者の暮らしを支える体制の強化を図ります。

高齢者世帯への緊急対応を目的とする緊急通報システムサービス事業などを実施し、高齢者の安全安心な生活を守り、災害発生などの緊急時に情報を速やかに提供できる体制づくりを推進します。

#### 【高齢者の包括的支援サービスの充実】

地域包括支援センターの機能強化、及び高齢者福祉に関わる機関・団体の連携ネットワークの強化により、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの整備を推進します。また、「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

#### 【高齢者の介護サービスの充実】

高齢者が一人ひとりの状況・状態に応じた適切な介護サービスを選択して受けることができるように、地域に必要な介護サービスの種類・供給量の適切な把握に努めます。また、介護人材の確保・育成、及び介護サービス事業所や介護を支える家族に対する支援の充実により介護サービスの提供体制を確保するとともに、必要に応じて介護サービスを受けるための経済的支援を実施します。さらに、介護サービスの持続性を確保するため、介護給付の適正化を推進します。

### ウ 障害者福祉

#### 【障がい者の自立に向けた取組の充実】

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、在宅や施設における各種福祉サービスや医療費等に対する経済的支援の充実を図るとともに、こうした支援についての情報提供を強化します。また、障がい者が自立し、生きがいを持って生活できる環境づくりに向け、関係機関との連携による就労支援や交流の場の提供を推進するとともに、成年後見制度の利用促進により権利擁護体制の強化を図ります。障がいのある子どもについては発達段階や障がい特性に応じたきめ細かい支援に努めます。

#### 【障がい者への地域の支援体制の充実】

障がいのある人・ない人が共に支え合い、差別・偏見がない地域づくりに向け、障がい福祉に関する地域の理解促進を図るとともに、障がい者やその家族が悩みや不安を気軽に身近なところで相談できる体制の整備を推進します。また、福祉人材の確保・育成、災害時の避難支援体制構築、障がい者に対する虐待防止対策の強化に取り組み、障がい者とその家族の安心を地域で支える体制の構築に努めます。

### エ 健康管理

#### 【健康づくりの推進】

運動の習慣化やバランスのとれた食生活などの生活習慣改善、及びライフステージに応じた健康づくりに対する市民の主体的な取組を促すため、自然環境を活かしたウォーキングコースの設定のほか、健康教室・講座や健康に関する相談窓口の充実を図ります。また、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、行政、関係機関、家庭が連携して心の健康に関する啓発や相談体制の充実を推進します。

#### 【保健・医療サービスの充実】

生活習慣病の発症や重症化予防対策として、各種健康診査・がん検診を実施するとともに、受診率向上に向けた周知・啓発に継続的に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。また、医療や介護を必要とする高齢者の増加を受け、保健事業と介護事業の一体的な実施を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所の管理・運営	勝浦市		
	(2) 認定こども園	認定こども園の管理・運営	勝浦市		
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	母子保健事業	子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、異常の早期発見、早期対応、相談窓口の提供、母子の交流や仲間作りを目的に各種相談、健診、教室等の母子保健事業を推進する	勝浦市	
		産前産後サポート事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する相談支援等を行い、子育て不安の解消と乳幼児の健やかな成長を促す	勝浦市	
		産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して健やかな育児ができるよう支援する	勝浦市	
		こども家庭センター（ひだまり）事業	助産師・保健師・社会福祉士等によるこども家庭センターによる相談支援事業を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図る	勝浦市	
		地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を行い、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する	勝浦市	
		不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている方に対して、不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る	勝浦市	
		児童館管理運営経費	児童館を児童健全育成上の拠点施設として、児童に健全な遊びの場を提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための各種子育て支援事業を実施する	勝浦市	
		保育士等資質向上研修事業	子育て支援に関する研修会を実施し、職員の資質を向上させ、子育て相談の充実を図る	勝浦市	
		子育て世帯への経済的負担軽減事業	子ども医療費の助成や児童手当などを支給し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る	勝浦市	

高齢者・障害者福祉

地域子育て支援（保育）事業		
仕事と子育ての両立を支援するため、一時預かり事業、障害児保育事業、延長保育事業などの子育て支援サービスの維持・拡充により、子育て世帯の育児不安や負担を軽減を図る	勝浦市	
病後児保育事業		
就労する保護者の負担を軽減するため、病後児保育を実施するひとり親世帯への経済的負担軽減事業	勝浦市	
医療費の助成や児童扶養手当などを支給し、ひとり親世帯への経済的負担の軽減を図る	勝浦市	
学校給食補助事業		
子育て世代の経済的負担となっている学校給食費を軽減することで、安心して子を産み育てることができる環境を整備する	勝浦市	
放課後児童健全育成事業		
保護者の就労形態に応じて、小学校1年生から6年生の児童に対し、放課後の生活の場を設置することで、児童の健全育成を図る	勝浦市	
子どもの居場所づくり事業		
無償又は低料金での食事提供を行うこども食堂や、無償で学習環境を提供し学習支援を行う取組に対し、補助金を交付することにより、子どもの居場所づくりを支援し、子育て環境の充実を図る	勝浦市	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
育児の援助に関し、提供会員と利用会員の募集及びマッチングを行うファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における子育て支援の充実を図る	勝浦市	
重度心身障害者医療費支給事業		
重度の障がい者に対して、医療費の自己負担額の中から保険で給付される額を控除した額を支給し、経済的負担の軽減を図る	勝浦市	
シルバー人材センター活動支援事業		
高齢者の就労促進や社会参加、地域貢献活動を推進するため、シルバー人材センターの活動を支援する	勝浦市	
老人クラブ活動支援事業		
高齢者が地域において充実した生活を送れるよう、老人クラブの育成とその活動を支援する	勝浦市	
緊急通報システムサービス事業		
概ね65歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯に対して、緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応、健康及び医療相談、安否コールなどのサービスを行う	勝浦市	
高齢者配食サービス事業		
調理の困難な65歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯の方に対して、弁当を配達し、安否確認及び健康増進を図る	勝浦市	

健康づくり	高齢者タクシー利用助成事業	勝浦市	
	高齢者または免許返納を余儀なくされた者の外出支援（閉じこもり防止）、家族介護者の負担軽減を図る		
	グループホーム運営費等補助事業	勝浦市	
	障害者の地域生活の拠点となるグループホームの運営等に要する経費に対して、補助金を交付し、障害者福祉の向上を図る		
健康教育事業	勝浦市		
おおむね40歳以上の市民を対象に健康づくり事業を開催し、生活習慣病予防や健康増進の知識の普及を図る			

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 医療機関

本市には、病院1箇所、診療所10箇所、歯科診療所7箇所が存在していますが、近年、患者の大病院・専門医の受診志向の高まりから、隣接の鴨川市に所在する亀田総合病院の受診機会が増加傾向にあります。

また、生活習慣病などの疾病構造の変化に伴い、長期の療養を必要とする患者が増加しています。

高齢化の進行により地域の在宅医療需要が増加する一方、医師や高度医療の偏在など、地方の医療資源不足が課題となっています。日頃から幅広い分野の相談に応じられるかかりつけ医の確保など、身近な医療サービスの確保に加え、感染症や大規模災害の発生時などの緊急時を視野に入れた、いつでも必要な医療サービスを受けることができる体制の整備が求められます。

### (2) その対策

#### ア 医療機関

##### 【地域医療体制の充実】

医師会や医療機関等との連携により、地域の身近な医療サービスの充実を図るとともに、市民に対し、かかりつけ医・薬局を持つことを推奨し、在宅医療体制の整備を推進します。また、周辺自治体等と連携した救急医療体制の整備を進め、休日・夜間を含め、市民がいつでも安心して必要な医療サービスを受けられる体制の確保に努めます。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	勝浦診療所維持管理経費	勝浦市	
	(4) その他	夷隅郡市広域市町村圏事務組合経費 病院群輪番制負担金・ 休日在宅医療負担金	夷隅郡市広域 市町村圏事務 組合	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

令和2年度にスタートした改訂学習指導要領は、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の3つの柱から成る資質・能力の育成を目指しています。

グローバル化やデジタル化が急速に進展するなか、国際教育や情報教育など、社会の変化に対応した資質・能力の育成が求められると同時に、ICT教育などの分野における研修等を充実させることによる教職員の指導力向上を図ることが必要です。

本市には豊かな自然環境や地域人材など、教育への活用が期待できる多彩な地域資源が存在します。こうした資源を活かした、本市ならではの特色ある教育を推進し、児童生徒の豊かな人間性と健やかな体を育むことが必要です。

老朽化が進んでいる勝浦中学校校舎や建設後20年を経過する勝浦小学校校舎の大規模改造や屋内運動場への空調設備整備など、学校施設の適切な整備により、児童生徒が安全・安心に学べる環境を確保する必要があります。また、国がGIGAスクール構想を提唱するなか、デジタル化の進展に対応した教育環境整備が求められています。

少子化が進み、児童生徒数が減少するなか、学校規模と配置の適正化を図りつつ、遠距離通学者に対する支援を適切に実施することが求められます。

特別な配慮を要する児童生徒に対し、インクルーシブ教育システムの観点に立った支援体制の充実が求められます。また、経済的理由から教育格差が生じることのないよう、要保護・準要保護児童生徒への経済支援を引き続き実施することが必要です。

いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組や、登下校中の交通事故対策など、児童生徒が安全・安心に学べる環境整備の推進が求められています。

#### イ 生涯学習

市内では様々な市民向け講座・教室が開催されていますが、一部には参加者の固定化や高齢化の傾向がみられます。人々の価値観やライフスタイルの多様化にともない、市民の学習ニーズも多様化しており、今後は市民の学習ニーズに応じた魅力的な講座等を実施するとともに、より多くの市民に学習機会を提供するため、講座・教室に関する情報発信を一層強化していく必要があります。

図書館、及び各地区の集会所は市民の学習活動の拠点となっていることから、高齢者や障がい者を含めて誰もが安全・快適に学習活動を行える環境を整備していく必要があります。

また、本市では、地域住民等の参画を得て、学習支援や英語教室のほか、田植え・稲刈り体験、漁業・水産業体験等の幅広い分野の教室を開催するなど、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校の協働による多様で特徴的な取組が行われております。中学校における部活動についても、生徒数の減少に伴う活動維持の困難性や学校教職員の働き方改革の要請により、引き続き生徒がスポーツや芸術文化活動に参加できるよう地域全体で支えていく仕組みづくりが求められています。

グローバル化への対応や SDG s に向けた取組の推進が求められるなか、地域への理解や愛着を持つとともに、広い視野と豊かな国際感覚を身に付けた人材の育成に向け、市外・国外との幅広い交流機会を創出することが必要です。

一方、スポーツの分野では、バレーボールやサッカー、ソフトボール、野球、テニス、柔道、剣道など、様々なスポーツ活動が活発に行われており、日々の活動場所として、小中学校の体育館・グラウンドや柔剣道場を開放しているほか、各種スポーツ団体やスポーツ推進委員、国際武道大学等との連携により、各種スポーツ教室・大会の開催や、学校の部活動における指導など、市民のスポーツ活動を後押しする様々な取組が行われています。

健康意識の高まりや余暇の過ごし方の変化にともない、市民のスポーツに対するニーズが多様化していることなどにより、スポーツを取り巻く環境が大きく変化するなか、各種団体や国際武道大学との連携をこれまで以上に強化し、年齢、性別、障がいの有無に関わらず誰もが安心して気軽にスポーツに親しむ機会を創出することが求められています。

本市ではテニスコートや学校体育施設など多くの施設がスポーツ団体等に利用されています。より多くの市民に安全・快適にスポーツに親しむ機会を提供するため、施設の計画的な改修及び適切な維持管理を行うとともに、予約手続きを含む利便性の向上を図る必要があります。

## (2) その対策

### ア 学校教育

#### 【学校教育内容の充実】

国際教育、ICT教育、キャリア教育など、現代社会に求められる資質・能力の育成を推進します。推進にあたっては、ICTリテラシーの向上など、教員の指導力向上に努めます。

人権感覚や道徳性を育む教育や、地域の自然や文化に親しむ学習を通じ、児童生徒の豊かな人間性を育みます。

体育授業、部活動などの児童生徒の体力向上に向けた取組や保健教育・食育を推進するとともに、栄養バランスのとれた給食を提供し、児童生徒の健やかな体を育みます。

豊かな自然を活かした環境学習、学校給食における地産地消、国際武道大学等の協力による体育授業や国際交流など、本市の地域資源を活かした特色ある教育を推進し、児童生徒の郷土愛を育みます。

#### 【学校教育環境の充実】

学校施設の長寿命化対策や大規模改造、屋内運動場への空調設備整備などにより、適切な施設の整備を図るとともに、ICTの活用など、社会環境の変化に対応した施設・設備を充実することで、安全で質の高い教育環境づくりを推進します。

児童・生徒数の動向や地域の交通実情等を踏まえ、学校規模の適正化と適正配置を進めるとともに、遠距離通学者に対し適切な通学支援を実施します。

特別な配慮を要する児童生徒や要保護・準要保護児童生徒の学校生活・学習を支援するため、特別支援教育支援員の配置や、学校生活に必要な費用の支給を実施し、誰もが平等に教育を受けることができる環境づくりを推進します。

いじめや不登校の問題に適切に対応するため、子どもに寄り添った相談・支援体制の充実を図

るとともに、学校・家庭・地域の連携により交通事故、自然災害、犯罪などから児童生徒を守る取組を充実し、すべての児童生徒が安全・安心に学べる環境づくりを推進します。

## イ 生涯学習

### 【市民のニーズに対応した学習機会の提供】

地域の教育機関、民間企業等との連携や市民の自主的な学習活動への支援により、多様な学習ニーズや異なるライフスタイルに応じた学習機会を充実させるとともに、こうした学習機会に関する情報発信を充実させ、市民の学習意欲喚起と参加促進を図ります。

### 【生涯学習の環境整備】

図書館、集会所など、学習の拠点となる施設を高齢者や障がい者をはじめ誰もが快適に利用できるように計画的に修繕・整備を実施するとともに、利用手続きの簡素化等の検討を進め、利便性向上による利用促進を図ります。

### 【地域と学校の連携・協働の推進】

地域住民等の参画により多様で特徴的な取組を実施し、学校を核として、地域全体で子供の学びや成長を支える体制を整備することで、子供の地域への理解や愛着の醸成を促進します。また、本市の豊かな自然環境を活用した探究学習の推進を図ります。

### 【多様な交流活動の促進】

国内友好都市や留学生など、市外の人々との交流を産業・文化・教育など幅広い分野で促進し、視野が広く国際感覚豊かな人材の育成に努めます。

### 【スポーツ環境の整備】

スポーツ団体等のニーズを的確に把握することにより、施設の計画的な改修や適切な維持・管理を行い、安全・快適にスポーツができる環境づくりに努めるとともに、施設の利便性向上を図ります。また、周辺自治体との連携による施設の相互利用を進め、市民が気軽に幅広いスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

### 【学校部活動における地域連携の推進】

中学校における学校部活動を地域全体で支える体制を整備し、生徒がスポーツ・芸術文化活動に参加できる環境を確保します。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	学校施設長寿命化対策事業	勝浦市	
		学校施設大規模改造事業	勝浦市	
	屋内運動場	空調設備整備	勝浦市	
		施設維持管理経費	勝浦市	
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設  体育施設   図書館	集会所の管理・運営	勝浦市	
		荒川テニスコートの管理・運営	勝浦市	
		荒川テニスコートの整備	勝浦市	
		社会体育施設の整備	勝浦市	
		総合運動施設の整備	勝浦市	
		図書館の管理・運営	勝浦市	
		(4)過疎地域持続的発展 特別事業 その他	特色ある学校教育推進事業	勝浦市
	身近な自然の中での体験活動により、豊かな心と健やかな体の育成を推進する			
	遠距離通学児童対策事業	遠距離通学費補助スクールバス運行業務	勝浦市	
	統合校への通学に係るスクールバス運行の実施及び路線バス・鉄道定期代、タクシー借上に係る費用を補助する			
	部活動地域連携事業	中学校における学校部活動を地域全体で支える体制を整備し、生徒がスポーツ・芸術文化活動に参加できる環境を確保する	勝浦市	
	地域学校協働事業	地域住民等の参画を得て、地域と学校が連携・協働し、子供の学びや成長を支える事業を行う	勝浦市	
	児童生徒探究型学習プログラム実施事業	疑問や関心のあることに対して、自分で調べて自分の考えを導き出す探究学習を推進する	勝浦市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

集落は、生活に密着した連携組織として、互助を理念に地域社会の基礎を形成してきましたが、少子高齢化や若者の流出をはじめ、連携意識の希薄化による集落機能の低下はもとより、集落が有する資源や文化の継承・維持が困難な状況を招くことが懸念されています。

こうした課題を踏まえ、市民活動団体、民間事業者及び行政で構成する定住促進協議会では定住促進の取組を継続して検討するとともに、市では空き家バンク制度を活用するなど移住希望者に対する相談や情報発信を積極的に推進する必要があります。また、流出する若者層や少子化に対応するため、若者世代の移住定住を一層促進する必要があります。

また、地方分権の時代にあつて、地域の実情や住民のニーズを的確に反映させた自立性の高い行財政運営が求められている一方、住民のニーズは高度化・多様化しており、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれるもつで、住民満足度の高いまちづくりを実現するためには、行政だけで対応することは困難な状況にあります。

このような状況に対応するためには、住民と行政の信頼関係を築きながら、市政やまちづくりに容易に参加できる環境と仕組みを整えた協働のまちづくりが重要となります。

### (2) その対策

地域住民の定住化を図るため、地域の魅力を引き出し、活力ある集落の整備を推進します。

あわせて、移住希望者に向けた情報発信の充実やオンラインの相談の環境整備を図るとともに、空き家バンク登録物件の充実に向けた取組を推進します。

さらに、観光による交流を1つのきっかけとした関係人口の拡大を図り、二地域居住や移住定住を促進するための体制を強化します。

さらには、若年層をはじめとする市外への人口流出や少子化への対応策として、住宅取得及び賃貸住宅入居に伴う費用の負担軽減を図るなど、移住定住施策を推進し、集落の維持に努めます。

また、まちづくりに関連する地域コミュニティ、市民団体、ボランティアの活動を支援するとともに、これらの活動への市民の自主的な参加を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家活用推進事業	勝浦市	
		空き家バンク制度を活用し、空き家情報を提供するとともに、空き家活用奨励金の交付や空き家バンクへの登録のためにかかる費用の一部を補助し、空き家の活用を促進する。		
		まちづくり活動推進事業	市民活動団体	
		青少年による市民活動団体や地縁組織団体が新たに取り組むまちづくり活動を支援し、市民のまちづくりへの参加意識の高揚を促進する		

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本市では平成26年にオープンした芸術文化交流センター「Küste」において、市民文化祭や音楽コンサートをはじめとした様々な文化イベントが開催されているほか、同センターや各集会所を拠点としてコーラスやダンスなど多様な市民サークルが活動しており、市民の誰もが芸術文化に触れ、心の豊かさを実感できる環境づくりのため、芸術文化活動を展開する各種団体への支援が求められています。

本市には国、県、市が指定する文化財を多数有し、貴重な文化財を次世代に継承するため、所有者との連携により引き続き適切に保存していくことが求められます。

令和3年に開設した郷土資料室は勝浦市における貴重な歴史資料を展示しており、貴重な文化財を次世代に継承していくためには、こうした展示により文化財の価値・魅力を多くの人に認識してもらうことや、歴史教材・観光資源としての有効活用を通じて、文化財保存の意義を市民が広く共有することが必要です。

### (2) その対策

#### 【芸術文化活動の振興】

音楽コンサートや演劇鑑賞会などの芸術文化イベントの開催や市内の芸術文化団体の活動を継続的に支援することを通じて、市民が芸術文化に触れる機会と芸術文化活動に参加する機会の拡充を図ります。また、芸術文化活動の拠点となる芸術文化交流センターについては、誰もが快適に利用できるように計画的に修繕・整備を実施するとともに、イベントの開催を含めた魅力的で効率的な運営を行います。

#### 【文化財・伝統文化の継承】

歴史的に貴重な文化財・伝統文化を次世代に継承するため、適切な保存と新たな発見に努めます。また、郷土資料室の充実や文化財の見学会を通じて、市民の文化財に対する理解・関心を高めるとともに、観光客の誘致において文化財を含む歴史遺産を有効活用します。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	芸術文化交流センターの管理・運営	勝浦市	
		郷土資料室の管理・運営	勝浦市	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業	芸術文化交流推進事業 市民が優れた芸術文化に触れる機会の充実に向けて、コンサートなどを開催し、芸術文化の振興を図る	勝浦市	
	(3)その他	文化財の保護活用 文化財の適切な保存や観光等での活用を図り、郷土の歴史の伝承に努める	勝浦市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

各種公共施設等に関して、将来における利活用の状況を考慮し、施設の長寿命化や整理統合等の対応を適切に図るとともに、施設整備の必要性や施設運営の効率性などを十分に精査・検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、地域の持続的発展施策を実施します。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用促進

### (1) 現況と問題点

近年、脱炭素社会の構築に向け、既存資源の省エネルギー化に向けた取り組みや、太陽光、風力、バイオマスなどの環境にやさしい再生可能エネルギーの創出が求められています。

また、昨今の災害時における広範囲の停電被害時において、再生可能エネルギーが緊急時における電力供給の面で一定の役割を果たしたことから、重要性がますます高まっています。

当市においても、エネルギーの安定供給の確保、地域内の経済循環といった視点から、再生可能エネルギーの利用促進が求められているところです。

### (2) その対策

当市の豊かな自然環境とエネルギー安定供給の確保との調和を図り、自然的特性を生かした再生可能エネルギーの利用の促進に努めます。

市では、市が管理する土地や公共施設に省エネ・再エネ設備の導入に努め、また、家庭や事業者の省エネ・再エネ設備の導入支援等により、脱炭素化に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着を地域一体となって推進します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生 可能エネルギーの利用 促進	(1)再生可能エネルギー利用施設	地球温暖化防止対策事業	勝浦市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用設備等脱炭素化促進事業  家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H充放電設備、集合住宅用充電設備、住民の合意形成のための資料等の導入に対し補助金を交付し、家庭における地球温暖化対策促進を図る	勝浦市	

## 1 3 その他、地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア 自然環境の保全

本市は海や緑など豊かな自然環境を有し、この財産を将来に向けて守っていくことが求められます。

本市の海岸での産卵がみられるウミガメや国指定天然記念物であるミヤコタナゴをはじめ、市民に大切に守られてきた希少動植物を次世代に引き継ぐため、生態系を維持する取組が必要です。

生活排水などによる河川や海の水質汚濁を防止するため、定期的な河川の水質調査や合併処理浄化槽の設置支援など、適正な排水対策の推進が求められています。

### (2) その対策

#### ア 自然環境の保全

豊かな自然環境の保全に向けて、環境に配慮した施策を推進します。

ミヤコタナゴやウミガメなど、希少動植物等の保護及び生育環境整備を推進するとともに、希少動植物の保護に関する周知・啓発を推進し、市民、事業者、行政が連携して本市の貴重な生態系の保全に取り組みます。

また、市民や事業者、行政が連携し、河川の浄化対策や不法投棄監視パトロールなどの活動を促進するとともに、近隣自治体と連携した環境保全活動を実施できるようなネットワークの構築を図ります。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	ミヤコタナゴの保護  国指定の天然記念物であるミヤコタナゴを保護するため、生息地の環境保全を図る	勝浦市	

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進PR事業	勝浦市	移住定住促進に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		若者等定住促進事業	勝浦市	移住定住促進に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		友好都市交流事業	勝浦市	地域間の交流を促進する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		ふるさと納税返礼品を活用した市の魅力向上	勝浦市	交流促進や移住促進、農水産物の付加価値向上等につながる事業であり、効果は将来に及ぶものである
		ふるさと応援寄附金事業の推進	勝浦市	交流促進や移住促進、農水産物の付加価値向上等につながる事業であり、効果は将来に及ぶものである
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	多面的機能支払交付金事業	各活動組織	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		農業資金利子補給事業	いすみ農協	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		農産物のブランド化及び販路の拡大	勝浦市	農産物の付加価値向上につながり、産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		鳥獣被害防止総合対策事業	勝浦市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		有害鳥獣捕獲事業	勝浦市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		地域間交流（市民農園）事業	勝浦市	産業の振興及び地域間交流を促進する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		航空防除補助事業	勝浦市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである

外来漁船誘致対策事業	勝浦市	産業の振興や地域経済の活性化に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
勝浦産ブランド水産物PR推進事業	勝浦漁協 新勝浦市漁協	水産物の付加価値向上につながり、産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
漁業近代化資金利子補給事業	東日本信用漁業 協同組合連合会	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
漁業者の担い手の確保	勝浦市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
アワビ種苗放流事業	勝浦漁協 新勝浦市漁協	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
スマート水産業実装化支援事業	勝浦漁協 新勝浦市漁協	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
海業振興事業	勝浦漁協 新勝浦市漁協	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
企業立地の推進	勝浦市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
起業・創業支援事業	勝浦市	地域経済の活性化に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
空き店舗対策事業	勝浦市	資源の有効活用や地域経済の活性化に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
商店街活性化等事業	商工会	産業の振興、地域経済の活性化に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
経営近代化融資事業	勝浦市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
中小企業資金融資利子補給事業	勝浦市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
観光宣伝事業	勝浦市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである

3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	防災情報配信事業	勝浦市	地域防災対策に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		公式ホームページによる情報化の推進	勝浦市	地域情報基盤の整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		市民サービスにおけるデジタル活用の推進	勝浦市	地域のデジタル化に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	市内公共交通の維持・確保	勝浦市	交通手段の確保を図る事業であり、効果は将来に及ぶものである
		デマンドタクシー運行事業	勝浦市	交通手段の確保を図る事業であり、効果は将来に及ぶものである
		市内路線バス運行維持及び利便性の向上	小湊鐵道	交通手段の確保を図る事業であり、効果は将来に及ぶものである
		地域モビリティ推進事業	勝浦市	交通手段の確保を図る事業であり、効果は将来に及ぶものである
		J R 外房線の利便性の維持・向上	東日本旅客鐵道	交通手段の確保を図る事業であり、効果は将来に及ぶものである
		高速バスの利便性向上	勝浦市	交通手段の確保を図る事業であり、効果は将来に及ぶものである
		いすみ鉄道の運行維持及び活性化の推進	いすみ鐵道	交通手段の確保を図る事業であり、効果は将来に及ぶものである
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	自主防災組織推進事業	勝浦市	地域防災対策に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		防犯カメラ設置事業	勝浦市	地域防犯対策に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		廃棄物不法投棄防止事業	勝浦市	生活環境の保全に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		耐震改修促進事業	勝浦市	自然災害対策の強化や地域防災力の向上に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		空家対策事業	勝浦市	既存住宅ストックの有効活用を図る事業であり、効果は将来に及ぶものである

		夷隅郡市広域市町村圏事務組合経費 水道事業出資金	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	生活環境の整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	母子保健事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		産前産後サポート事業	勝浦市	妊娠・出産・育児支援の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		産後ケア事業	勝浦市	妊娠・出産・育児支援の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		こども家庭センター（ひだまり）事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		地域子育て支援拠点事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		不妊治療費助成事業	勝浦市	妊娠・出産・育児支援の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		児童館管理運営経費	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		保育士等資質向上研修事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		子育て世帯への経済的負担軽減事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		地域子育て支援（保育）事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		病後児保育事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		ひとり親世帯への経済的負担軽減事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		学校給食補助事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
放課後児童健全育成事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである		

		子どもの居場所づくり事業	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	勝浦市	子育て環境の充実に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		重度心身障害者医療費支給事業	勝浦市	障害者福祉に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		シルバー人材センター活動支援事業	勝浦市	高齢者福祉に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		老人クラブ活動支援事業	勝浦市	高齢者福祉に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		緊急通報システムサービス事業	勝浦市	高齢者福祉に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		高齢者配食サービス事業	勝浦市	高齢者福祉に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		高齢者タクシー利用助成事業	勝浦市	高齢者福祉に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		グループホーム運営費等補助事業	勝浦市	高齢者福祉に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		健康教育事業	勝浦市	高齢者福祉に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	特色ある学校教育推進事業	勝浦市	教育の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		遠距離通学児童対策事業	遠距離通学費補助スクールバス運行业務	勝浦市	教育の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		部活動地域連携事業	勝浦市	教育の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		地域学校協働事業	勝浦市	教育の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	
		児童生徒探究型学習プログラム実施事業	勝浦市	教育の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである	

9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	空き家活用推進事業	勝浦市	移住定住や集落整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
		まちづくり活動推進事業	市民活動団体	市民協働のまちづくりに資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
1 0 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	芸術文化交流推進事業	勝浦市	地域の文化振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
1 1 再生可能エネルギーの利用促進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	住宅用設備等脱炭素化促進事業	勝浦市	再生エネルギーの利用促進に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	ミヤコタナゴの保護	勝浦市	自然環境の保全に資する事業であり、効果は将来に及ぶものである